

○東京司法書士会懲戒処分等の公表に関する規則

平成 16 年 5 月 21 日総会決定

平成 21 年 5 月 16 日総会決定

平成 24 年 5 月 19 日総会決定

(目 的)

第 1 条 この規則は、東京司法書士会（以下、「本会」という。）が国民の権利を保護し、司法書士制度に対する国民の信頼を確保するため、本会の会員に関する懲戒処分及び注意勧告等を公表するための基準を定め、もって運用の適正を確保することを目的とする。

(懲戒処分の公表)

第 2 条 本会会長（以下、「会長」という。）は、本会会員に対し司法書士法第 47 条第 2 号、第 3 号及び第 48 条第 1 項第 2 号、第 3 号、同条第 2 項第 2 号の処分がなされた場合は、司法書士法施行規則第 38 条の通知に記された事項のうち次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 本会情報公開に関する規則第 3 条及び第 4 条に定める事項のうち必要と認める事項
- (2) 処分内容及び理由の要旨

(注意勧告等の公表)

第 3 条 会長は、次の各号の場合には、当該事案による被害の拡大を防止するため、前条記載の各号に定める事項及び次条に定める当該会員の弁明書の提出の有無及びその内容を公表することができる。

- (1) 本会会員に対し本会会則第 118 条第 1 項に規定する注意又は勧告をした場合
- (2) 本会綱紀調査委員会規則第 20 条に規定する会員に関する綱紀調査委員会の調査結果報告書の提出を受けた場合

(弁明の機会)

第 4 条 会長は、前条の公表をする前に、当該会員に対し、公表内容を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

2 第 1 項の告知を受けた会員は、弁明があるときは、告知を受けてから 1 週間以内に弁明書を提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項にかかわらず、次の事由があるときは、当該会員の弁明を聞かずに公表することができる。

- (1) 当該会員の弁明を聞くことが困難な場合
- (2) 第 1 項の告知が当該会員に到達しない場合
- (3) 本会綱紀調査委員会における事情聴取又は注意勧告小理事会における補充調査に正当な理由なく応じなかった場合

(理事会の承認)

第 5 条 会長は、第 3 条第 1 号の公表を行う場合は、本会理事会において、その組織員の過半数の承認を得なければならない。

2 会長は、第 3 条第 2 号の公表を行う場合は、本会理事会において、その組織員の 3 分の 2 以上の多数による承認を得なければならない。

(公表の方法)

第 6 条 会長は、法務局長より本会会員に関する懲戒処分の通知を受け、又は、前条の理事会の承認を得た後、速やかに、本会の掲示場に掲示するほか、本会が運営するインターネット上のホームページに掲載して公表する。

2 会長は、前項に規定するほか、適切と認める方法により公表することができる。

(公表の期間)

第 7 条 第 2 条の公表の期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 47 条第 2 号及び法第 48 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 2 号 業務停止の日から、業務停止期間終了の翌日から 2 年

(2) 法第 47 条第 3 号及び法第 48 条第 1 項第 3 号 処分の日から 5 年

(公表の中止)

第 8 条 会長は、第 3 条により公表した事案による被害拡大のおそれが消滅したと認められるときは、速やかに、その公表を中止しなければならない。

(細則への委任)

第 9 条 この規則の運営に関し必要な事項は細則において別途定める。

(規則の改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 5 月 19 日改正の会則認可の日から施行する。